

〔短 報〕

博物館学講座の開設と問題点 —— 埼玉大学の場合 ——

新 井 重 三

1. 全学的構想で発足

今から数年前のある日、数人の学生が約20名ほどの署名を持って博物館学講座の開設を要望して来た。学生の所属学部は教育学部だけでなく、理工学部、教養学部、経済学部等全学部におよんでいた。その後、学生達の要望は全学部運営の舞台に移され、評議会、部局長会議を経て各学部教授会に下されて来た。昭和50年の秋から冬にかけて各学部教授会で検討が始まり、開設担当学部をめぐって若干の曲折はあったが最終的には教育学部が引き受けることで決着した。その理由は、文部省令で明記されている省令科目のうち「博物館学」と「博物館実習」を除く、他の科目はすべて教育学部において既に開講している事情によるものであった。教育学部においては、昭和51年4月開講を目指して準備が進められ、履修規程の改訂案(学芸員の資格取得について)が作成され、学部内担当学科(博物館学講座の面倒をみる学科)として自然科学科案が教授会決定をみたのは2月27日であった。

この頃から、筆者は好むと好まざるとにかかわらず火中に巻き込まれる運命を背負わされ、改めて博物館法、特に博物館法施行規則第1章に規定されている「大学において修得すべき博物館に関する科目の単位」について検討するとともに、既に開設している他大学の博物館学講座の現状や実態、その中でも特に省令科目以外の履修科目の開設状況と「博物館実習」3単位の実施実態について調査検討を加え、さらに文部当局の意向も打診した。その結果、博物館学講座(施行規則でいう「博物館に関する科目」の開設)が「学芸員の資格取得」と直接的に結びついている関係から派生する諸問題を痛感するに至った。

2. 博物館に関する科目の開講と学芸員資格取得条件(単位)に対する疑問

現行の博物館法施行規則で規定している「博物館に関する科目」の履習がイコール「学芸員の資格取得」に直

結している点は誰の眼にも不備不合理であると断ぜざるを得ない。第1、試験認定に盛られている試験科目との不一致はどう説明するのであろうか。また、無試験認定の該当条件との格差はどのように解釈したらよいのであろうか。すなわち、試験認定、無試験認定ともに基礎専門学力を重視しているにもかかわらず、大学(学部)においては学芸員資格取得条件の中に基礎専門学科の履習は入っていないのである。その理由として、立法関係者は言うかも知れない①学芸員資格取得条件は博物館に関する科目の単位を取得することにより発生するが、これを明らかにする場合には、卒業証明書が必要なのだ。学士の称号を有する者であれば、当然基礎専門は履習しているはずであるから、基礎専門履習の有無は卒業証明書でチェックできると。しかし、はたして、それでよいのであろうか。博物館の専門職員としての学芸員の基礎専門とは何であるかの吟味がされていないのである。大学において経済や商科、英語学や英文学、あげれば際限がないが、およそ現在実存する博物館とは直接的に関係のない学問分野があり、それをもって、学芸員の基礎専門と考えることには問題があり、単に学士の称号条件ではナンセンスと言わざるを得ないのである。②施行規則では、「博物館に関する科目」と明記してある関係で、基礎専門科目を入れることには問題があるとする見方もあったかも知れない。仮にそうだとすれば、表現を改めて「学芸員の資格取得に必要な科目」として、少なくとも試験認定科目は導入するのが筋であろう。一方、教員養成大学および同学部においては教員免許法の関係で学芸員資格とはかかわりなく、多くの学生は、教育原理、社会教育概論、視聴覚教育は履習しているので、これらの学生にとっては博物館に関する科目は「博物館学」と「博物館実習」のみになるのである。厳密に理論的に考えれば、博物館のみに関する科目は上記2科目ということになる。

以上のような矛盾と問題点の発生源は、施行規則にお

いて、「博物館に関する科目」の履習が「学芸員の資格取得」に直結し、それが一般に（日本の博物館関係者の間で）学芸員養成と意識的、無意識的に直結しているところにあると言える。

筆者は、この問題を根本的に解決するためには、博物館に関する科目の開講と学芸員の資格取得単位とは切り離して、科目を再編成し、博物館に関する科目は現行規程よりも軽減し（実習単位を3単位から2単位にする等）学芸員の資格取得単位はより充実し、近い将来、欧米なみに大学院において学芸員養成をするのが望ましいと考えるものである。

3. 博物館学の独立と開放の意義

「博物館に関する科目」すなわち博物館学は博物館に勤務する学芸員および学芸員志望者のみに必要であるという考え方は誤っている。博物館学を一般市民とりわけ学校教職員に開放することは時代の急務ではないだろうか。日本の博物館がまもなく、21世紀に入ろうとしている現在も孤立を余儀なくされ、よき理解者を得られないのも世の為政者を含めて広く市民が博物館について学ぶ機会がなかったことにもよると推測される。一方、多様化社会に対応する市民の生活設計すなわちライフサイクル計画の第1にとりあげられている「誰でも」「どこでも」「いつからでも」学べる生涯教育制度は学校教育の壁をはずすことからスタートされると言われている。現にフィラデルフィアの学校では「壁のない学校」がスタートし、博物館が教室の延長として活用されている。この傾向と相呼応するように、アメリカにおいては、大学や博物館において現場教師（小・中・高）の訓練（博物館学）が盛んに実施されている。一方、この傾向を見越してか、カイロにあるエル・アザー大学では博物館学に関する特別教育が開講されているが、この博物館学講座の目的は、博物館に専門家を供給するためではなく、学校において、博物館を有効に利用し得る学校の教師を養成し供給するためのものである。けだし、先見の明があると言えるのではないだろうか。

博物館学を広く国民のものにする考え方は日本においても早晩、現実の問題として直面してくる課題であろう。筆者が、「博物館に関する科目」と「学芸員養成科目」とを切り離して整備することを提唱するゆえんが理解していただければ幸である。

4. 埼玉大学の実態——聴講学生なんと450名——

博物館学講座開講に当たり、筆者は教授会の席上、質

問（そんな講座を開いても学生は来るのか）に答えて、「自信はないけれども20名ぐらいいは希望するのではないだろうか」と言った。20名以下の講義はゼラにあるので教授会は了承した。20名という数字は前述した数年前の学生による開講要望の署名簿を思い出したことで、筆者が責任をもって指導できる仮の定員教でもあった。4月上旬、開講第一時限に指定された教室（定員50名）に行き驚いた。教室は学生で満員、ラッシュ時の国電並み、学生は廊下にも溢れ異様な雰囲気、殺気立っている。一学生が「先生、隣の教室にも、またその隣の教室にも、この講義をとる学生が一杯ですよ」。筆者は、とっさに教室変更をする意外に方法のないことを知り、学部唯一の大教室（講堂兼用）であるC₁教室（定員272名）にひとまず収容した。しかし、ここでも約200名は自分の腰を下すスペースがないのである。学生はなお潮の如く集まり500人に達する雲行きに当惑し、圧倒された。

この数は、埼玉大学全学部の学生5,000人の10分の1に当たり、埼玉大学最大学生数を容れる教育学部2,300人（全学部の約半数）の4分の1に達する数なのである。このような異常現象が発生した原因は何故なのだろうか。どこにあるのだろうか。学生は、学芸員をそしてまた、この講座を講義担当者である筆者をも含めて何と心得ているのであろうか。「あなたはふだん学生にあまいからよ」という無責任な？ 忠告も有難く承るとして、まじめに考えなければならぬ事態に直面しているのである。なぜなら、この雲霞の如き大群が、やがて始まるであろう博物館実習になだれ込んできたら、全くのお手あげ、処置なしは明々々たる事実としてあらわれてくるからである。

第1に考えられることは、この講座には、埼玉大学（全学部）の学生である限り、受講生を調整する何の歯止めもないことである。筆者の調査によると、この講座の開講を待ちわび、本学卒業生および他大学卒業生で真に博物館学芸員を志望し聴講生として志願している者は6名である。また歴史、自然史、理工学、美術等博物館の基礎専門学科履修中の学生は167名で全体の40%、残る60%の学生は、仮に現行規程により学芸員の資格が得られたにせよ、博物館への就職はまず不可能な学生集団なのである。

第2の問題は、学生側にもあり、5科目10単位中、博物館学と実習を除き多くの学生は省令科目を履習中か履習済みで、極めて安易に資格がとれると判断していることである。事実、学生がそう考えるのも無理からぬ制度になっているのである。文部当局は「制度は大学側の責

任で作るものであるから」と言われるかも知れないが日本の大学風土の中では、誠に残念ながら施行規則を忠実に守る以上に出ないのが現実なのである。一方最近の傾向として学生は資格病にとりつかれ、資格が役立つか否かにかかわらず、いただける資格は何んでも結構とする風潮があるのも、このような現象に拍車をかけてしまったのであろう。言ってみれば行きがけの駄賃ということかも知れない。

以上のような推測は誤っているかも知れないが、筆者としては現実の問題なのである。この現実をどうさばくかが急務なのだ。そこで目下、前向きの姿勢で有効な局面打開案を次のように考えている。

(1)博物館学講座を学芸資格取得につながるコースと博物館に対するよき理解者(利用者)になるコースとに分けて実習のあり方を変える。そして、前者には学芸員資格取得単位を出すのが後者には出さない。

(2)両者の選別は第1に基礎専門科目(試験認定科目を参考にする)の履習状況を調べて学生の自主的な判断を促すように指導する。第2には試験、レポート等の評価により大学側で選考する。

このようにする1つの理由には博物館実習3単位(約3週間、登録または相当施設の博物館で実習が義務づけられている)を消化する実習協力博物館の収容限界が苦慮されることと、1人でも多く博物館の理解者の裾野を拡げることの重要性の両者両立をねらうべきであると考えからである。

5. 学芸員養成のための独立連合大学院大学の設立を望む

埼玉大学が開講一番に直面した問題は、既に開講している多くの大学でも大同小異の現象ではないだろうか。希望学生の多きに比し教官数の不足、施設・設備の不備、予算の不足、何にも増して実習協力博物館における不完全実習の問題(れっきとした公開博物館で3週間完全に実習を実行している大学は皆無に近い)等、このような現実のなかで学芸員有資格者は大量に生産されてはいるが、それが博物館が真に望んでいる学芸員の資質なのだろうか。現実学芸員として就職できるパーセントが如実にその実態を証明している。

学芸員の養成は、もはや、国の立場で施策を立てるべき時に来ている。博物館が国の文化と教育にとって真に必要なであるとするならば、それを支える学芸員の養成について、積極的な投資を図るべきではないか。埼玉大学が今後いかに頑張ったとしても、金の面でも人の面でも欧米なみの学芸員養成を期することは困難が予想される。この現実を直視するとき、国は学芸員養成のための実習をベースにおいたモデル博物館を附属機関に持つ独立した連合大学院大学を関東および関西に設置し、有能な博物館学者および博物館に関連する諸学門分野の専門研究者(実務者)を大学および博物館現場から迎えて抜本的発展をはかるべきである。

(あらい・じゅうそう=埼玉大学教授(教育学部自然科学科地学教室、専攻分野は地質学)博物館学講座開設に当たり、自然科学科に開設、博物館学(概論、各論)を担当する。